令和４年度第２回我孫子市自立支援協議会本部会

　　　　　　　　　　　　　　日時　令和４年１２月２２日（木）

　　　　　　　　　　　　　　　　　午後２時から午後４時

　　　　　　　　　　　　　　場所　議会棟第一委員会室

|  |  |
| --- | --- |
| （１）会議の名称 | 令和4年度第2回我孫子市自立支援協議会本部会 |
| （２）開催日時 | 令和4年12月22日（木）午後2時00分から午後4時00分まで |
| （３）開催場所 | 議会棟第一委員会室 |
| （４）出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名（傍聴人を除く）出：出席欠：欠席 | 委員 |
| 出 | 大内委員 | 出 | 武田委員 | 出 | 横田委員 | 出 | 石川委員 | 出 | 関口委員 |
| 欠 | 遠藤委員 | 出 | 志賀委員 | 出 | 今田委員 |  |  |  |  |
| 事務局 |
| 障害者支援課　小池課長、野口（妃）、並木、髙橋（由）、西田、関根 |
| （５）議事 | 議案第1号　第3期障害者プランの実績報告について議案第2号　次期障害者プランについて議案第3号　日中サービス支援型共同生活援助について |
| （６）公開・非公開の別 | 公開 |
| （７）傍聴人の数 | 傍聴人の数　　　1名 |
| 発言者の数　　　なし |

議案第１号　第３期障害者プランの実績報告について

（事務局）

　第3期我孫子市障害者プランについて、令和3年度の取り組みについての実績報告を行う。

　まず、広報・啓発活動の充実についてである。市民への啓発として、広報あびこ4月1日号に発達障害啓発週間について、9月1日号に自殺予防週間について掲載した。広報あびこ8月1日号に、千葉県言語聴覚士会による意思疎通支援者養成研修についての情報、12月1日号に、市が後援するひきこもり支援相談員養成講座についての情報を掲載した。また、広報あびこ11月16日号に、障害者週間の啓発として、お弁当の製造販売を行っている2つの就労継続支援B型事業所の紹介記事を掲載した。ホームページの充実として、障害や疾患等によりマスクを着けることが難しい方への理解を深めるための記事を公開し、あわせて「事情があってマスクができない」ことを周囲に知らせるためのアイテム「意思表示カード」についても掲載した。また、市内の日中活動事業所の作業内容について紹介するページを公開予定である。障害福祉に関するマークの啓発として、障害者支援課にて、ヘルプマークやほじょ犬マークをはじめとする障害に関する様々なシンボルマークについてのポスターを掲示するとともに、障害福祉のしおりへも掲載している。教育委員会指導課が担当している多様性を認め合う学校教育活動の実施として、学校教育活動全体を通して障害の有無や性別等にかかわらず、さまざまな人が共に生活していくことの大切さを実感できる機会を設けている。また、「いのち・こころ・からだの学習」では、友だちと互いのよさを認め合い伝え合うことや多様性を認め合い自分らしく生きることの大切さを考えさせている。学校によって実施時期は異なり、3学期に実施する学校も多い。市職員に対する研修等による啓発として、10月にゲートキーパー研修、12月にメンタルヘルス研修を実施した。障害者啓発事業の実施として、12月4日に、中央学院大学准教授による障害者週間講演会「生きづらさから生きやすさへ 発達障害と上手に付き合うトリセツのススメ」を開催した。メンタルヘルス啓発事業の実施として、これから精神疾患の好発年齢を迎える年代の市民への啓発をはかり、早期発見・早期治療に結び付けるため、令和3年度に中学2年生向けに作成したメンタルヘルス啓発パンフレットを中学生全学年向けに改訂作成し、市内中学校の協力のもと約3,000部を配布した。

　続いて、障害のあるひきこもりの方への支援についてである。これについては、障害のあるひきこもりの方に対する支援機関のネットワークの構築として、アウトリーチ事業を実施している民間の支援団体や中央学院大学准教授と協力体制を築き、ひきこもり当事者や家族の支援について9月にミニ講演会を開催した。また、ひきこもりの方へのアウトリーチ支援の輪を広げるため、ひきこもり支援相談員養成講座の後援を行っている。

　続いて、精神保健福祉の充実についてである。心の健康クラブについて、月1回実施し、うち2回はミニ講演会を予定している。ミニ講演会の1回目は9月に実施し、内容は「ひきこもり当事者とその家族の支援について」であった。2回目は、令和5年2月に、今年度市内に新設された障害者施設の職員による講演を予定している。心の相談およびアルコール関連問題相談について、それぞれ月1回実施した。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築として、松戸圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの実務者会議に2回参加した。また、我孫子市自立支援協議会相談支援部会にて、昨年度から事例検討を行っていたケースについて意見交換を実施した。社会福祉課が担当する自殺対策として、自殺対策協議会を開催し、我孫子市の自殺対策について協議した。また、自殺予防の啓発物を作成し、各施設等に配布した。ゲートキーパー研修も4回開催した。

　続いて、成年後見制度の活用の促進についてである。成年後見制度に基づく市長申立てについて、1名の方について市長申立てを行った。その他1名の方について市長申立ての準備を行っている。成年後見人・保佐人・補助人への報酬費助成事業として、6名の方に報酬扶助を行った。成年後見制度の普及啓発として、成年後見制度に関するパンフレットを市役所窓口やまちかど相談室で配布している。また、市民からの相談内容に応じて、成年後見制度についての説明を行っている。制度の普及啓発や関係機関との連携を活発にするため、中核機関の立ち上げについても検討している。

　続いて、障害福祉サービスの充実についてである。これについては、各事業とも適正に支給決定している。障害福祉サービスの実人数及び時間数について、ここでは実績がほぼ計画通りとなっている項目については説明を割愛し、実績が計画と異なっている項目のみ取り上げて説明させていただく。

まずは重度訪問介護についてである。令和4年度の実人数の達成率が20％、時間数の達成率が28％となっている。重度訪問介護は、常に介護を必要とする方の自宅で身の回りの介護や外出移動支援等を総合的に行うサービスである。令和3年度当初の利用は3名だったが、転出や入院等の理由により、令和4年度も状況に変化はない。令和2年度より実人数は変わっていないが、以前は利用量が多い方がいたために時間数の達成率は大きかった。令和3年度からは実人数、時間数ともに達成率が低くなっており、令和4年度も大きな変化はない。

重度障害者等包括支援については、実人数、時間数ともに達成率は0％となっている。これは、前回も説明したとおり、県内に利用できる事業所がないため実績もない状況となっている。

自立訓練（機能訓練）については、実人数の達成率が33％、時間数の達成率が15％となっている。令和2年度、令和3年度には0％だったが、視覚障害の方の利用があり、実績ができた。ただし、計画値よりは下回っている状況である。

短期入所（福祉型）については、実人数の達成率が54％、時間数の達成率が50％となっている。コロナの影響による事業所の一時的閉鎖や新規受け入れの中止等により、実績値が低くなっているものである。受け入れ態勢の緩和等により徐々に回復傾向にあると思われたが、再びコロナの感染が広がっているため、動向を見ているところである。

短期入所（医療型）については、希望者がなかったため達成率は0％となっている。

相談支援の地域移行支援および地域定着支援については、市内にサービスの提供が可能な事業所が5事業所ずつあるが、希望者がなかったため、達成率は0％となっている。

続いて、住まいの場の充実についてである。グループホームの施設整備・運営支援としては、令和4年度前期の市内施設数は33箇所、グループホーム利用者数は236名、うち市内グループホーム利用者数は143名であった。生活ホームの運営支援としては、令和4年度の我孫子市生活ホーム運営事業補助金を2事業所に対し計5,256,000円を概算払として支出した。

続いて、人材の確保の推進についてである。専門職採用の推進として、福祉総合職、保健師を対象とした市職員採用試験を実施している。周知・広報としては、市の専門職採用について市のホームページおよび広報に掲載して周知を図っている。また、市内の日中活動事業所の作業内容および職員募集について掲載するページを公開予定である。

続いて、就労の促進についてである。令和4年度前期の障害者就労支援センターの実績は、就労準備支援の対象者が36名、就職後のフォローアップ支援が85名であった。障害者就労支援センターでの青年サークル「むぎの会」については、令和4年度前期は1回実施し、参加者8名であった。市役所での就労の場の確保として、障害者を対象とした市職員採用試験を9月に実施している。また、就労課題を抱える障害のある方を対象に、会計年度任用職員として一定期間採用し、一般企業への就職を支援する「チャレンジドオフィス」について、令和5年4月からの実施に向けて準備を進めている。障害者優先調達推進法にかかる方針の策定・推進については、令和3年度の実績額は1,613万円で、目標額1,550万円を上回った。令和4年度の目標額は2,000万円である。老人福祉センターへの視覚障害者マッサージ師派遣については、現在、マッサージ師として4名が登録している。新型コロナ感染防止のため、令和2年10月よりマッサージ師は自宅待機をし、要請があった際に派遣としている。令和3年12月より、西部福祉センターのみ元の体制に戻り、つつじ荘は自宅待機が続いている。重度訪問介護による就労支援については、まだ利用の希望がなく具体的な運用実績はない。利用しやすい体制作りのため、近隣の重度訪問介護事業所と連携を強化していくことが課題である。

　最後に、避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援についてである。避難行動要支援者避難支援計画の推進については、個別避難計画モデル事業等を参照しながら、相談支援専門員とも協議し進めていく。福祉避難所運営マニュアルの策定については、マニュアル案を作成し、現在関係課において調整・確認中であり、今年度中に作成予定である。避難所受け入れ訓練については、健康福祉部関係課（保育課、子ども相談課、高齢者支援課、社会福祉課、障害者支援課）と市民安全課で協議の上、検討を進めている。避難行動要支援者名簿の作成として、令和4年9月20日に避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書を60名に送付し、12件の拒否申出があった。あらき園、障害者福祉センター、こども発達センター等、福祉施設での避難訓練については、消防計画に基づく訓練として、あらき園、障害者福祉センター、こども発達センターの3施設合同で実施している。今年度は、11月17日に防災放送および非常ベル鳴動訓練、11月18日に防災総合訓練（避難訓練・消火訓練）を行った。また、こども発達センターにおいては、毎月1回子どもたちが参加する様々な内容の避難訓練を実施している。

　説明は以上である。

（会長）

　何か質問はあるか。

（委員）

　市職員に対する研修等による啓発について、10月にゲートキーパー研修、12月にメンタルヘルス研修を実施したとのことだが、参加人数等についても報告してほしい。

（事務局）

実際に研修に参加したが、1回30名程度の職員が参加していた。

今後はこうした人数等についても報告する。

（委員）

　人材の確保の推進における周知・広報の中で、市内の日中活動事業所の作業内容および職員募集について掲載するページを公開予定とのことだが、可能であればいつ公開予定なのか知りたい。

（事務局）

　職員募集については、来年度4月から新たな職員を採用する事業所が多いと思われるため、それに間に合うよう、1月下旬から2月上旬頃に公開する予定で準備を進めている。

　先日、各事業所の集まる福祉施設連絡会にて本件について説明させていただき、現在は、各事業所より掲載する紹介内容や募集する職種・人数等を挙げてもらっている最中のため、それらが全て集まり次第公開する予定である。

（委員）

　就労の促進における重度訪問介護による就労支援について、重度障害をお持ちの方が仕事をするというイメージがしにくいため、どのようなものなのか具体的なイメージを教えてほしい。

（事務局）

　基本的には、常時車椅子で、自身での食事や排泄も難しい方への支援である。

　元々一般企業にて就労していた方が、進行性の難病等によりそうした状態になったり、もしくは生まれつきの脳性麻痺等があり、一般企業に採用されたものの生活面での自立は難しいといった方について、会社での業務に関わることについては厚生労働省による労働系の支援が受けられるが、食事や排泄、移動といった生活面については労働系の支援は受けられないため、そうした部分について重度訪問介護による支援を行い、支援を組み合わせて対象の方が一般就労できるようにするためのものである。

我孫子市においても、数年前にこうした支援を行う予定の方がおり、準備を進めていたが、新型コロナウイルスの影響により各企業でテレワークが導入され、自宅で仕事ができるようになったことから支援が不要になったため、現状我孫子市では当該支援を受けている方はいない。当時は、電車での目的地までの移動支援や、職場内での生活面の支援を行う予定であった。

（委員）

　重度障害者等包括支援について、県内に事業所がないとのことだが、イメージとしては、車椅子に乗っている方が一人暮らしをする中での食事、入浴をはじめとする生活全般の支援というイメージで良いのか。

　また、事業所がないのは仕方ないが、このサービスを利用したいという方が実際にいるのかということについても教えてほしい。

（事務局）

　現在は、包括的ではないが、様々なサービスを組み合わせて利用されている方が多く、この重度障害者等包括支援を利用したいという希望はない。そうした利用希望があるのかといった点についても、今後は実績としてあわせて報告した方が良いということでよろしいか。

（委員）

そのとおりである。使いたいのにないのか、そもそもニーズがないのかということである。

（事務局）

　このサービスについては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを全て同じ事業所が提供できるというもので、そうした体制を整えた事業所が県内にないため実績なしとなっているが、現状は、皆それぞれのサービスについてそれぞれの事業所を利用しながら生活されている状況である。

　計画上は実人数を1と定めているが、これは、居住地特例等で県外に転出された方で、転出先にこうしたサービスの提供が可能な事業所があった場合には、当市援護でのサービス提供が受けられるため、そうした可能性を考慮して１としているが、現状はそのような方もいないということである。

（会長）

　他に質問はあるか。

（委員）

　質問ではないが、一つ考えていかなければならない問題があると思い、お話させていただく。

　現在、地域において居宅介護および同行援護のサービスが事業所の減少により逼迫し、ニーズはあってもサービスに繋げられないという状況がある。

同行援護については、我孫子市社会福祉協議会が残念ながら撤退し、ニチイケアセンター我孫子本町についても今後継続が難しいといった話が上がっている。同行援護については、ヘルパーになるための研修が必要であり、そのことが障害となっている可能性があるため、その辺りが整理できれば、手を挙げる事業所やヘルパーが増えていくのではないかと思い、今後考えていきたい。

（事務局）

　同行援護については、ニーズはあるが事業所が少ないという状況は我々も感じている。今後事業所が増えていくためにも、今の話にあったように、研修がより受けやすくなる仕組み等、今後の課題として検討していきたいと思う。

（会長）

　他に質問はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

議案第２号　次期障害者プランについて

（事務局）

　現在我孫子市では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第3期我孫子市障害者プランに基づき、障害に関する様々な施策を実施している。この計画期間が来年度で終了となるため、令和6年度からの次期障害者プランの策定に係る事務が来年度に行われることをお知らせする。

　我孫子市障害者プランは、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画の2つの側面を合わせたものである。市町村障害者計画は、障害者のための施策に関する基本的な事項を定めており、市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供量の見込みやその提供体制の確保のための目標を定めている。市町村障害福祉計画については、今後通知のある国の基本的な指針に基づいて数値を定めていくものとなる。

また、障害者プラン策定の際には、市内の障害者手帳をお持ちの方や、事業所、団体等を対象としたアンケートを実施している。次期プランの策定に向けての細かい対象等については今後検討していくが、そうしたアンケートを来年度前半には実施する予定のため、アンケート内容等について5月頃に委員の皆様にご意見を伺いたいと考えている。

　その後、アンケートの結果を踏まえつつ、委員の皆様にも適宜ご意見を伺いながら、来年度一年間をかけて次期障害者プランの策定作業を行っていく予定である。

（会長）

　何か質問はあるか。

（委員）

　前年度までの改善点等も踏まえながら、アンケート内容についても変更していくということでよろしいか。

（事務局）

　そのとおりである。

（会長）

　他に質問はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

議案第３号　日中サービス支援型共同生活援助について

（事務局）

本日は、2つの日中サービス支援型共同生活援助事業所の方にお越しいただいている。

まずは、我孫子市内にて日中サービス支援型共同生活援助を計画されている一般社団法人かがやきより、事業計画について説明をお願いする。

（一般社団法人かがやき）

　一般社団法人かがやきは、法人事務所は柏市大島田にある。事業所は、東京都葛飾区亀有にてグループホームライフという名称で平成28年3月よりグループホームを展開している。現在、定員43名で主たる対象者を知的障害者の方々として支援をさせていただいている。

　そのように障害者の方々を支援する中で、現在様々な問題に直面している。とりわけ、利用者、親族双方の高齢化の問題が大きく、現在運営している包括型のグループホームでは利用者の方に最期まで利用していただくことが難しいため、今後の対応について考えていたところ、ご縁があり我孫子市にてグループホームを立ち上げることとなった。

　これまでは既存の建物にてグループホームを運営していたため、後付けでのスプリンクラーの設置やバリアフリー化等難しい面もあったが、今回は新規での建設のため、バリアフリー化、スプリンクラー、エレベーター、特殊浴槽、車椅子対応のトイレ等々も設置し、幅広い障害をお持ちの方の支援をさせていただきたいと思っている。

　場所も大変良いところで、隣が大きな公園、前が神社になっている。また、今後建物の横の土地も借りられる可能性があり、借りられた場合には、畑にして土いじり等の利用者の方々の日中活動の場にしたいと考えている。葛飾区のグループホームにおいても、小さな農園を借りており、夏にはプチトマトやトウモロコシ等を植え、皆で収穫して夕食で食べたりしている。そうすることで、これまで食べられなかったものを食べられるようになったという方もいるため、ぜひ畑をやりたいと考えている。

　今回の新規日中サービス支援型グループホームは、定員は男性6名、女性6名、また短期入所について男性1名、女性1名となっている。人員配置については、3対1を予定している。夜間支援体制についても、常時3対1で、各ユニット2名ずつの職員を置いて夜間の緊急時にも対応できる形をとりたいと考えている。

　その他の設備については、スプリンクラー、耐火壁、誘導灯、消火器、防音等の消防法、建築基準法はもとより、エレベーターの設置、バリアフリー化、浴室については通常タイプとリフト特浴を1つずつ各ユニットに設置しようと考えている。トイレについても、通常のトイレと車椅子対応のトイレを設置しようと考えている。厨房室については、包丁や火の使用中は危険なため、鍵がかかる形で工夫をしていきたいと考えている。

　食事については、栄養士監修の冷食を取り寄せ、それをアレンジしていくという形を考えている。中には糖尿病等の方もいるため、そうした部分も考慮しながら利用者の方々の健康管理をしていきたいと考えている。また健康管理については、精神科、内科、歯科等、各自の通院にも職員自ら同行し、あらゆる状況を医師とも共有しながら進めていきたいと思っている。

　説明は以上である。

（会長）

　何か質問はあるか。

（委員）

　休日の帰宅が可能か、他の日中活動事業所への通所が可能か、身体障害の方への対応、行動障害のある方への対応が可能か、また、行動障害のある方への対応について、職員のスキルをどのように構築していくのかといった点を伺いたい。

　また、現在我孫子市内にて、グループホームふわふわ我孫子が開所に向けて準備を進めているところだが、身体障害の方のニーズが大変多いとのことである。そのような中で、我孫子市においては既に日中活動を確立している方が多いため、日中活動から帰宅後に入浴することになると思うが、身体障害の方は入浴に時間を要することから、夕食までの間に毎日全員入浴することは難しいのではないだろうかといった問題もある。

　以上の点について、考えを伺いたい。

（一般社団法人かがやき）

　既に日中活動先のある方については、本人の希望を聞き、これまで通りの通所先に通いたいのであれば通っていただくことは可能である。そのような中で、土日については朝から夜までグループホームにて対応させていただく。

　入浴については、特殊浴槽は各フロアに1つずつしかなく、車椅子の方等は時間がかかってしまうと思う。最低でも1人30分は必要と考えられるため、仮に車椅子の方が10名いたとすると、日中活動から帰宅後に全員の入浴はおそらく難しいと思う。現在はまだ利用者の方が決まっていないため、その辺りについては、今後様子を見ながら、利用者やご家族の方々と相談しながら体制を構築していきたいと考えている。

　強度行動障害のある方への対応については、国や県による強度行動障害の研修を全ての職員に受けさせるつもりである。強度行動障害とひとことで言っても、人それぞれ異なる部分があるため、その人それぞれに対しての工夫や対応をしていきたいと考えている。

（委員）

　休日の帰宅が可能かといった点についてはどうか。

（一般社団法人かがやき）

　帰宅の可否は、グループホームが決めることではないと思う。グループホームは、利用者の方々が楽しく生き生きと健康に暮らせる場の提供と考えているため、利用者やご家族の方のご都合に合わせて、その都度対応していきたい。

（委員）

　グループホームを運営していただくにあたって、障害者のグループホームが終の棲家たり得るのかということをいつも考える。

　今のお話では、利用者の方が高齢になって身体機能が低下しても支援ができる環境を整えたいということだったと思うが、障害者のグループホームで人生を全うしていただくことを目的としているのか、もしくはライフステージの一部として位置付けているのかといった点は、法人によって考え方が異なると思う。

　現時点での考えで構わないので、その点について考えを伺いたい。

（一般社団法人かがやき）

　実際、知的障害をお持ちの高齢の方で、障害が理由で老人ホームには入れなかったり、介護と障害の狭間で上手くサービスに繋がることができない方もいる。

　今回、日中サービス支援型グループホームを始めようと思ったのは、終の棲家として、ここで全て完結できるような形でのグループホームを作っていきたいとの思いからである。そのため、最期までこのグループホームで、というのが現在の思いである。

（委員）

　障害の施設に入所されていた方が、人生のラストステージに上がる際に介護保険の適用ではないかといった検討がなされ、施設を移行されるというケースも見られるようになってきている。

そのため、人生の最期までといった志は託す側としては安心で必要なことだとは思うが、だからといって知的障害をお持ちの方たちが新たに入居できなくなってしまうのも困る。その兼ね合いが大切なのではないか。

（一般社団法人かがやき）

　仰るとおりである。定員がいっぱいで、新たに入りたいという方がいても入れないというのもまた問題があると思う。

ただし、利用者の方々に生まれてきて良かったと思ってほしいという気持ちを込め、今回のグループホームを「グループホームありがとう」という名前にした。「ありがとう」は大好きな言葉で、職員に対するミーティングにおいても1日100回ありがとうを言いましょうという話をしているほど、「ありがとう」という言葉を大切にしている。

終の棲家にするということは、確かに次の方々が入れないという問題点もあると思うが、我孫子市における日中サービス支援型グループホームはこれが初めてであり、この1か所だけで終わらせようとは思っていない。ニーズがある限りは、様々な方と協力し合いながら邁進していきたい。もちろん、利用者の方が高齢になった時、老人ホームに移りたいという希望があればそれも一つの選択肢だとは思う。しかし、入りたい方が入れないという状況は避けたいため、入りたい方が希望通り入れるような体制作りをしていきたい。

（委員）

　第2、第3のグループホームを作りたいというお話を伺い、大変有り難く思う。ぜひ計画をお願いしたい。

（会長）

　他に質問はあるか。

（委員）

　2点伺いたい。

　まず1点目は、1か月の費用についてどの程度を想定されているのかということである。

　2点目として、利用者の方々にとって食事は一番の楽しみのため、食事について、グループホームで調理するのか、もしくは他で調理されたものを持ってくるのか、どのような形態を考えているのか伺いたい。

（一般社団法人かがやき）

　まず費用については、現時点では一室一人52,000円で、そこから特定障害者給付費10,000円が引かれるため、実質的には42,000円となる。食費については、朝食320円、昼食520円、夕食720円である。その他、光熱費が約10,000円、日用品費が約5,000円といった形を想定している。

　食事については、全てグループホーム内で作らせていただく。お弁当を発注するといったグループホームもあるが、弊社の場合は全て職員が作り、職員が提供するという形をとっている。

（会長）

　他に質問はよろしいか。

（一般社団法人かがやき）

　現在の設計図上では、玄関にスロープがないため、これについてはスロープをつけさせていただく。

（委員）

　基本的には、必ず知的障害のある療育手帳をお持ちの方が対象ということか。

（一般社団法人かがやき）

　主たる障害が知的障害ということである。

　もちろん、重複障害や、身体障害や難病のみといった方も対象であり、必ずしも療育手帳を持っていなければ対象にならないということではない。あくまで、主たる障害が知的障害ということである。

（事務局）

　今回、我孫子市にて事業を始められるとのことで、ぜひ我孫子市内の障害のある方を積極的に受け入れていただきたいと思っているが、先ほどのお話の中で、葛飾区にて既に始められているグループホームにご高齢の利用者の方がいらっしゃるというお話があった。

　そのため、現在葛飾区で運営されている事業所から、我孫子市のグループホームに移られる方は実際どの程度想定されているのか、また、今後我孫子市の方をどの程度受け入れていただけるのか、見込みとしてあれば教えていただきたい。

（一般社団法人かがやき）

　我孫子市にてグループホームを作るため、基本的には我孫子市の障害をお持ちの方を優先させていただくが、葛飾区のグループホームの高齢の利用者の方についても、今後入るところがなければ、我孫子市のグループホームに入る可能性もある。

　我孫子市にて事業をする以上は我孫子市の方を優先させていただくが、だからといって障害をお持ちの方について都道府県等は関係ないと思っているため、他の都道府県の方から応募が来た際に断ることもない。

（会長）

　他に質問はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

（事務局）

　続いて、令和2年2月より我孫子市内で日中サービス支援型共同生活援助をされているソーシャルインクルーホーム我孫子南新木より、今年度の実施報告をお願いする。

（ソーシャルインクルーホーム我孫子南新木）

　当事業所は、開設が令和2年2月1日、共同生活援助の定員数が20名、短期入所の定員数が2名、住居については一戸建ての形をとっている。共同生活援助については、男性棟10名、女性棟10名という形で、障害支援区分については区分3以上の方を受け入れている。現在の入居者数については19名である。

　ホーム内での主な日中サービスについては、通販・デリバリーサービス等の買い物支援、食事支援、また訪問看護・訪問リハビリ・訪問診療等の訪問支援を受けていただいている。また、ホームの提携外の受診先がある場合については、受診同行をさせていただいている。その他、入浴支援も行っている。外部の日中サービスの利用については、現在19名中15名が、就労継続支援Ｂ型、生活介護、障害者福祉センターでの体操等に参加されている。

　利用者の方に対する外出や余暇活動の支援については、大型の家財や単独での購入が困難な場合には、積極的に配送サービスや通販の利用を提案させていただいている。また、衣服や日用品等のご本人の嗜好が反映されるようなものについては、外出同行し一緒に選ぶ等している。

　体験利用等については、現在部屋の空きが1名分しかないことから、病院から退院される方や、在宅生活が困難な方が中心となっているが、そのような方々のご家族の負担軽減を目指し、体験利用を実施している。

　土日の支援体制については、世話人、管理者等が常駐し、平日と変わらない人員配置を行っている。

　ご家族や地域住民との交流の機会については、ご家族には積極的に来所をお願いしている。事情があって来所できないご家族については、電話等で近況報告をさせていただいている。地域交流については、コロナ禍もあり、現在はあまり実施できていない。実習生やボランティア等についても、現在は受け入れ等ができていないため、今後機会があれば積極的に受け入れていきたいと思っている。

　短期入所については、現在定期的に利用されている女性が3名、また長期利用中の男性が1名いる。緊急や一時的な支援等の受け入れについては、ご相談をいただいたら対応可能か否か検討し、受け入れをさせていただいている。現在は、ご家族による在宅支援が困難となってしまった児童の方を緊急で受け入れている。

　相談支援事業所や他のサービス事業所との連携については、相談支援事業所とは適宜連絡を取り合い、利用者の方の情報や状態について報告させていただいている。日中活動先についても、連絡帳等を中心に情報共有を行い、ホーム内でも必要に応じて共有させていただいている。

　報告は以上である。

（会長）

　何か質問はあるか。

（委員）

　実習生やボランティア等の受け入れができていないとのことだが、これは希望がないため受け入れがないのか、もしくは希望の方はいるが、コロナ禍等ホームの事情により受け入れを中止している状況なのか教えていただきたい。

　また、短期入所について、男性1名が長期利用されているということは、他の方は利用できない状況ということでよろしいか。

（ソーシャルインクルーホーム我孫子南新木）

　実習生やボランティアについては、対象年齢を20歳以上の方とさせていただいている。現在はコロナ禍を鑑み、全てのホームにて受け入れを行っていないが、通常はご相談をいただければ本社に相談し、受け入れの準備を整えていく形である。ちなみに現在そうした相談はない。

　短期入所については、現在は長期利用されている方がいるため、仰る通り男性棟については新たな方の利用はできないが、その方についても相談員の方と共に今後の方向性について話し合っているため、決まり次第ご退去という形になる予定である。

（会長）

　他に質問はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

（事務局）

　今後我孫子市内に日中サービス支援型グループホームが増えていくことになると思うが、我孫子市の場合はグループホームの指定を市で行っているため、年に一度このような形で報告を行っていただくことになる。

その他

（会長）

　議案は以上である。他に事務局から連絡等あるか。

（事務局）

　千葉県より、令和6年からの第八次千葉県障害者計画の策定に向けて、新しい計画に取り入れてほしいことや取り組んでほしいこと等、各市町村の自立支援協議会からの意見や要望についての調査が来ている。

　そこで、参考に現在の第七次千葉県障害者計画の概要を説明させていただく。

　千葉県障害者計画は、その施策の内容から、大きく分けて8つの方向性が示されている。

　1つ目は、入所施設等から地域生活への移行の推進である。ここでは、グループホームの定員数や、重度障害のある方への地域生活支援の1つとして、強度行動障害のある方の支援者に対する研修の受講者数等を数値目標として定めている。

　2つ目は、精神障害のある人の地域生活の推進である。ここでは、障害保健福祉圏域ごとに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための実務者会議や代表者会議を定期的に開催し、その中で各圏域で取り組む内容について議論する旨が書かれている。我孫子市においては、これらについて自立支援協議会相談支援部会にて取り組んでいるところである。また県においては、長期入院されている精神障害者の地域移行や地域定着を進めるための数値目標についても設定している。

　3つ目は、障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進である。ここでは、障害のある方への理解の促進として、スポーツフェスタ等を通じた交流や、また地域の相談支援体制の充実として、障害者差別についての相談先として広域専門指導員や地域相談員の配置要請を行っている旨が書かれている。数値目標として定められている障害者差別解消支援地域協議会については、我孫子市においては自立支援協議会権利擁護部会にて取り組んでいる。

　4つ目は、障害のある子どもの療育支援体制の充実である。ここでは、児童発達センターや学校教育の中で取り組むべき内容について定められている。

　5つ目は、障害のある人の相談支援体制の充実である。ここでは、県内全ての市町村での設置は完了していない基幹相談支援センターの設置や、相談支援従事者養成のための研修の充実等について定められている。

　6つ目は、障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実である。ここでは、就労支援・定着支援の体制強化について書かれており、就労移行支援や就労定着支援といったサービス自体を利用している方は増えてきていると思うが、加えて、就労継続支援B型の工賃の向上等について目標が定められている。

　7つ目は、障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実である。具体的には、地域の支援施設のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進として、発達障害であれば千葉県発達障害者支援センター（CAS）、高次脳機能障害であれば支援拠点や千葉リハビリテーションセンターの設置等が定められている。

　8つ目は、様々な視点から取り組むべき事項である。ここでは、大きく人材の確保やスポーツと文化芸術活動に対する支援等が挙げられている。また、障害のある人に関するマークについても挙げられているが、その1つであるヘルプマークは、障害者支援課においても配布しており、必ずしも障害者手帳を持たない方も多く受け取りにいらしている。

　以上、現在の千葉県障害者計画の概要について簡単に説明したが、次期計画に向けて取り組んでほしい内容等あれば、ご意見をいただきたい。

（会長）

　もう少し読み込んでから、後日意見させていただく形でもよろしいか。

（事務局）

　もし何かご意見等あれば、その都度事務局までご連絡いただければと思う。

（委員）

　少し話が戻るが、先ほどのグループホームありがとうについて、我孫子市在住の方がどの程度入居できるかといった話があった。グループホームの開所後に、実際に我孫子市在住の方がどの程度の割合で入居されたのかといったことについてご報告いただくことは可能か。

（事務局）

　実際に運営が開始したら、この自立支援協議会にて実施報告をいただくことになるため、その際に聞いてみようと思う。

（委員）

　県への要望について、1点お話する。

　現在、入所施設から、グループホーム等地域に出ることを推進しているが、入所施設から出る人がいないのか、もしくはグループホーム等がないのか、現状は行き詰まっていると思う。これについて、県や地域としてどのような考えのもと推進しようとしているのかといった意見を求めたい。

（委員）

　実際は、地域移行というよりも、亡くなられて枠が空くことが多いのが現状である。

　高齢者施設への移行に関しても、介護保険の対象外になってしまう施設がある等、難しい問題もある。

（委員）

　地域移行に関して、県で言えば袖ヶ浦福祉センターが閉所になり、それに伴ってどの程度の方がグループホームや在宅に移ったのかはわからないが、大規模な施設について1つ地域移行が終了したのだと思う。

　その他、今後縮小していく入所施設もあると思うが、やはり利用者やご家族の方共に、変わることへの抵抗があり、そこがハードルになってなかなか移行が進まないのではないかと思う。（施設から）出せないというよりも、出たくないという状況なのではないかと推測する。

（委員）

　権利擁護に関することとして、最近、一人暮らしで働いている障害をお持ちの方が交通事故に遭い、病院に行ったが、医療的な部分の同意書を誰が書くのかといった問題があった。その方の場合には、就労先の施設の管理者の方が色々な手続きをしてくれたが、そのような医療的な部分の同意書を自分が書くのは荷が重いとのことであった。

　そうしたことを考えると、やはり後見人を付けるということになるのかと思うが、全員が後見人を付けているわけではなく、サービスに一切繋がっていなかったり、サービスを利用していても、サービス事業所の職員が決められないことも多いため、そうした場合にどうすべきか、難しい問題である。

（委員）

　基本的に後見人も医療同意はできない。誰もする人がいないため、実際には医療同意してくれる後見人もいるが、本当に難しい問題である。

（事務局）

　高齢者の分野においても、一人暮らしの高齢者の方がたくさんおり、やはり救急車で運ばれた際等にどうするかという問題がある。ケアマネージャーに判断を求められても難しいため、そうした場合には、医療機関の判断に委ねるという話を聞いた。

　事業所等に判断を求められても難しいため、そのようにせざるを得ないのが現状である。

（委員）

　本来であれば、医療機関も責任が取れないため同意書を書いてもらうのだろうが、そうした場合には、やはり最善と思われる判断を医療機関にお願いするしかないのだろう。

　また、医療に関しては、延命治療の問題もある。これについては、延命治療を希望するか否か本人がどう考えているのかといったことについて、事前にエンディングノートのようなものを作成しておくのも一つだと思う。しかし、知的障害をお持ちの方等については、そのようなデリケートな問題を本人が決めるということのメリット・デメリットもあり、これもまた難しい問題である。

（委員）

　実際に、相談員と延命治療等についてどうするかといった話をしている医療機関もあるように、やはり事前に本人の意思を確認しておくことは必要なのかもしれない。

（委員）

　以前グループホームを担当していた際、入居時に利用者や保護者の方全員に、終末期のことについて聞いて文書に残しておいたことがある。入居時には若い方もいらっしゃるが、入居時だからこそデリケートな部分について聞けるという面もあるため、実施していた。

　しかし、先ほどの話にもあったように、それが本当に本人の意思なのか、代弁するにしても、それが本当に本人の意思なのかわからないという点は大変悩ましい問題である。

（委員）

　先ほど、居宅介護や同行援護の事業所が少ないといった話があったが、我孫子市社会福祉協議会が同行援護を辞めた理由はどのようなものか。

（委員）

　担えるヘルパーがいないためである。

（委員）

　先ほどから利用者やご家族の方の高齢化という話が出ているが、実は担い手の高齢化というのも深刻な問題である。10年経てば担い手もその分だけ歳を重ね、定年や体の問題等で退職した場合、その後の人材がなかなか確保できないというのは、おそらくいずれの事業所も抱えている問題だと思う。

　この問題に対する取り組みは、ぜひ国や県レベルでお願いしたい。

（事務局）

　県に伝えたいと思う。

（委員）

　居宅介護や同行援護の事業所は、コロナ禍で需要は増えているのに対してヘルパーは減少する一方のため、どの事業所も大変だと思う。

　現在高齢者のみを対象にしている事業所についても、対象を障害者にも広げてくれると良いのではないか。同行援護については、ヘルパーの人数についての規定もあり、それをクリアできずに撤退してしまう事業所もあったりと、本当に切迫した問題である。

（会長）

　他に意見や質問はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

（会長）

　他に事務局から連絡等あるか。

（事務局）

　次回の自立支援協議会本部会は、来年5月頃を予定している。次回の自立支援協議会本部会では、次期障害者プランの策定スケジュールや市民アンケートについてのご意見を伺う予定である。

（会長）

　以上をもって、令和4年度第2回自立支援協議会本部会を閉会する。